

小田原市新しい学校づくり検討委員会の公開について（案）

1 委員会の公開

本委員会の公開については、「小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱(別添)」に基づいた対応とする。

2 傍聴希望への対応

(1) 委員会開催の周知

委員会の開催に当たっては、市ホームページで委員会日程及び傍聴について周知する。

(2) 傍聴人数

傍聴人数は10人以内とするが、会場の広さを考慮し、各回で人数を決定する。

(3) 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての注意事項(裏面)を確認した上で、指定された場所で傍聴する。

(4) 会議資料の配付

当日の会議資料は傍聴者にも原則として配付するが、配布が困難な場合は会場に備え、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、傍聴の制限や傍聴方法の変更を行う場合は、市ホームページで周知する。

3 会議録の公開

会議録は、市役所4階行政情報センター及び市ホームページで閲覧に供するものとする。

小田原市新しい学校づくり検討委員会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点にご注意ください。

- 1 受付の傍聴者名簿に住所、氏名を記入してください。事務局がご案内しますので、指定された場所にお座りください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他委員長が委員会の運営上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛にし、次の行為は行わないようにしてください。
 - (1) 発言、飲食
 - (2) みだりに席を離れること。
 - (3) 撮影、録音
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴される場合には、手洗いやマスク着用、咳エチケットなどにご協力ください。また、37度5分以上の発熱があった場合は、入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 5 これらのことに違反し、それにより委員会の運営が妨害されると認められる場合は、退室していただくことがあります。